

昭和54年度

新津市青少年健全育成総合対策実践事項

1 青少年健全育成についての推進体制対策

- (1) 新津市青少年問題協議会が、青少年健全育成活動の中心的母体としての機能を果たすよう活動の促進に努める。
- (2) 各学校区青少年対策推進委員会（既設）の機能を充実させるとともに、各町内・部落に全世帯が参加した青少年健全育成の組織を確立し、活動の拡大を図る。

2 家庭への啓発対策

- (1) 家族だんらんの機会を多くし、子供の生活態度や考え方は握して適切な指導に努める。
- (2) 子供の持ち物や勉強部屋の状態をは握し、非行や問題行動の未然防止に努める。
- (3) 子供の外出に留意し、目的・行先・日程等を十分は握して事故や非行の防止に努める。
- (4) 正しい男女交際や性の被害などについて指導し、性の逸脱行為の防止に努める。
- (5) バイク等の暴走やシンナー等、薬物乱用の防止について指導し、事故や非行の未然防止に努める。

3 学校で実施する対策

- (1) 地域の文化、スポーツ活動等の自主的集団活動へ、児童・生徒が積極的に参加するよう指導する。

(裏面へ続く)